

## 国民生活センターと都道府県（京都府）との関わり

国民生活センターの役割	京都府との関わり								
<p>消費生活相談  <u>消費者からの直接相談</u>  <u>自治体からの経由相談</u>            （ホットライン）  <u>困難事例の処理結果を取りまとめた</u>  <u>「消費生活相談緊急情報」発信</u>  <u>全国消費生活情報ネットワーク・シ</u>  <u>ステム(PIO-NET)の運営</u></p> <p>商品テスト            事故や不具合のあった商品の原因究            明テストや製品を安全かつ効率的に使用            するための比較テスト等を実施  <u>自治体等からの依頼テスト実施</u></p> <p>情報提供            商品テスト結果を公表し、事故の再            発・未然防止            悪質商法被害の手口や消費者保護の            法律、被害に遭ったときの対処法等            を紹介し、被害の未然防止と被害回            復支援            消費生活に必要な知識に関する啓発            により、商品やサービスの安全で効            果的な活用を促進  <u>～ の情報を国民や自治体に広く</u>  <u>提供（啓発資材・HP・メール）</u></p> <p>消費生活相談員等の育成  <u>消費生活相談員の養成や相談員のレ</u>  <u>ベルアップのための研修や消費者・企</u>  <u>業向け研修を実施</u>            （年間70～80コース）</p>	<p><b>消費生活相談に関する照会・移送</b>            国民生活センターのホットラインを利用し、困難な案件について処理方法や法的な見解、他府県での対応例等を照会したり移送処理を依頼（年間70件程度）            P I O - N E Tによる情報検索や統計処理を活用し、府民からの相談処理や情報提供に活用</p> <p><b>商品テスト依頼</b>            センターへの商品に関する相談について、原因究明のためのテスト依頼や技術的な助言を得るための照会            （商品テスト・技術的助言 年3～4件）</p> <p><b>情報提供素材の活用</b>            国民生活センターから提供される商品テスト結果や消費生活に関する啓発の素材となる情報等を活用して、消費者事故や悪質商法被害を未然に防ぐための府民への啓発事業を実施            （京都府が運営する「くらしの安心・安全ネットワーク」加盟団体に、毎週1回メールで国民生活センター等からの情報を発信しているほか、リーフレット等の啓発資材を作成・配付している。）</p> <p><b>消費生活相談員・職員向け研修受講</b></p> <table data-bbox="826 1742 1268 1915"> <tr> <td>（相談員）</td> <td>7講座・16人日</td> </tr> <tr> <td></td> <td><sup>21</sup> 10講座・49人日</td> </tr> <tr> <td>（職員）</td> <td>1講座・3人日</td> </tr> <tr> <td></td> <td><sup>21</sup> 1講座・3人日</td> </tr> </table>	（相談員）	7講座・16人日		<sup>21</sup> 10講座・49人日	（職員）	1講座・3人日		<sup>21</sup> 1講座・3人日
（相談員）	7講座・16人日								
	<sup>21</sup> 10講座・49人日								
（職員）	1講座・3人日								
	<sup>21</sup> 1講座・3人日								